

第34回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第34回定例会

令和5年1月30日

開会 13時30分 閉会 15時00分

出 席 委 員

(21名)

会長	依田繁二	13 大塚賢
2	深井佳人	14 齊藤敏彦
3	武井誠	15 関敏夫
5	関一夫	16 小宮山信幸
6	小林澄男	17 小野澤文利
7	小山孝幸	18 笹平民男
8	青木茂良	推進 射手誠司
10	成山喜枝	推進 佐藤邦利
11	柳澤峰晴	推進 関泰秀
12	宮下通	推進 杉田修司
		推進 萩原清一

欠席者

1 萩原勝夫

出 席 職 員

(5名)

農業委員会事務局	
事務局長	小林 幸司
事務局次長	小宮山 真二
事務局	佐藤 一弥
事務局	黒澤 しほ
事務局	伊藤 世志子

議事録署名委員

3 武井委員 6 小山委員

議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による適格証明について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)
の廃止について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

事務局 みなさんこんにちは。本日は久々に全員参加での開催となりました。それでは第34回定例総会を開催します。会長挨拶をお願いします。

会長 みなさんこんにちは。今年もよろしくお願いします。年明け後、新型コロナウイルスも第8波がピークとなっています。国は第5類相当の医療体制に移行することを決めました。個人的には最低限の自己防衛をするしかないと思っています。定例総会も34回目となり農業委員会の任務も残すところ2カ月となりました。今日は全委員が出席していますので2点について申し上げます。農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、別段面積が廃止されました。詳細は事務局より説明をいただきます。また、人・農地プランの地域農業においての将来のあり方について、目標地図をえた地域計画として法定化され5地区の農地利用最適化推進委員が中心になり、今以上に具体的な役割を明確化することが重要と思われます。先日の信濃毎日新聞に10代の小学生が「農家を減らさないために」と書いてあり、私なりに思ったことは将来日本を担う若者が、安心して生活できる環境土台を確保して地域計画の重要性を感じたところです。

議長（会長） 本日の議事録署名委員は3番武井誠委員と7番小山孝幸委員にお願いします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。取得後はクルミを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で3分と近く、問題ないと判断しました。

番号2、番号3については関連するため併せて説明します。〇〇と〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇と〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。取得後は山椒を栽培する予定です。譲受人の自宅から7分の距離にあり問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。

譲渡人、譲受人ともに○○の方です。譲受人は申請地に隣接する圃場で耕作しており、取得することで水利の利便性、作業効率の向上を図るため譲り受けるものです。譲受人の自宅からも近く問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小山委員より説明をお願いします。

小山委員 よろしくお願ひします。場所については図面1ページをご覧ください。○○の農地です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんで、譲渡人は、農地を長年牧草地として貸していましたが、返されてしまい自分で耕作ができないので、譲受人にお願いしたところ、受けさせていただくことになりました。譲受人はクルミの苗木を植えるそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 はい、お願ひします。○○さんはこれからクルミを植えるということですが、収穫できるまでには3、4年はかかると思います。後継者はいるのか、年齢とともに出来なくなって、人に貸したり、やめてしまうということも懸念されます。わかりましたら教えてください。

小山委員 息子さんがいまして勤めてはいますが、農作業は手伝っています。大丈夫だと思います。

齊藤委員 ありがとうございました。

議長（会長） 他にござりますか、ないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 よろしくお願ひします。番号2、番号3の案件の譲受人が同じですので一緒に説明します。資料は2ページをご覧ください。場所は○○にある農

地になります。現在も耕作されている土地になります。譲受人は○○さん、譲渡人は○○と○○の方で耕作を継続することができないということです。譲受人は今後農地を増やしたいということで山椒の栽培を検討されていると伺っております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2、番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入れます。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 それでは説明します。場所は○○にある農地で田です。20年位前に圃場整備を行ったところで、30坪から50坪の田で耕作していましたが、機械が入らないということで大変苦労して耕作をしていた場所です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。○○さんの申請地が隣にあり自宅も道を挟んですぐ側で、利便性がいいということです。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入れます。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案、農地法第3条の規定による適格者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第3条の規定による適格者証明について説明します。農地法第3条の規定による適格者証明ですが、競売農地の入札参加にあたり、参加者が農地を所有する適格者かを証明するものとなります。そのため、申請者は適格者の証明を受けた後に競売の入札に参加し、落札でき

た際には改めて農地法第3条の規定による許可申請を経て所有権移転をするものです。

番号1、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。競売の案件です。譲受人は〇〇の方です。申請地では椎茸の原木栽培をする予定です。当該農地は現在遊休荒廃農地となっており唐松等が生えている状況ですが、取得後は自身で低木や下草の除去を行い、木陰を利用し椎茸の原木栽培を行う予定です。このような農地利用について長野県農業会議に確認したところ問題ないとのことでした。なお、譲受人が原木栽培をやめた際には農地への復旧が条件になりますので、伐採伐根が必要になります。本人にも確認を取ったところ、現時点でやめる予定は当然ありませんが、事業継続が困難になった場合は事業継承できる方へ譲る考えです。譲受人の自宅から車で15分の距離にありますので問題ないと判断しました。この案件について、入札は3月にあります。なお、冒頭申し上げましたとおり、本案件の申請者が落札者となり、所有権移転に伴う農地法第3条申請が提出された際に、本申請と同一内容の場合は、専決処理できることについても合わせてご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 それでは説明させていただきます。資料は4ページをご覧ください。集落から約1キロメートル離れた場所でかなり荒廃している農地です。申請者は〇〇さんです。現在アスパラを栽培しています。農業規模の拡大をしたいということで申請地を取得して、椎茸の原木栽培をしていきたいとのことです。自宅が〇〇で、車で15分ぐらいの場所という事です。荒れている場所を利用するということで、問題ないとは思われますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。ご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。適格証明番号1について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。

議長（会長） 先ほど事務局から説明のありましたとおり本適格者証明申請の申請者が

落札者となり、所有権移転に伴う農地法第3条申請が提出された際に本申請と同一内容の場合、専決処理ができるについて採決に入ります。専決処理について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
番号1、○○、資料は5ページ、6ページをご覧ください。○○にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は○○の方です。申請地を駐車場と庭敷地としたいとのことです。第1種中高層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして射水委員より説明をお願いします。

射水委員 よろしくお願いします。○○にある農地です。場所は、○○になります。資料は、5ページ、6ページを参照してください。申請者は○○さんで、住宅敷地拡張の申請ということです。長年にわたり、現在の宅地部分だけでは、車両の駐車スペースが不足していて困っていたそうです。また、居住南側に庭として使用できる部分が欲しいということです。自身の高齢化により耕作が困難となっている休校中の農地の一部を有効に活用し、既存宅地の拡張を行いたいということです。隣接農地である○○は、申請者が所有する休耕中の農地ですが、除草等の管理はされている場所でした。第3種農地ということもあり、特段問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

笛平委員 資料を見ますと細長いところがありますが道路ですか。

事務局 資料の6ページをご覧いただきまして、今回の申請地○○の筆の一部です。東側から庭への進入路として使用することです。1筆そのまま転用したいということです。

議長（会長） 他にございませんか、ないようすで採決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
番号1、〇〇、所有権移転、資料は7ページ、8ページ、9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。通路・駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接地の土地建物を取得するにあたり、進入路が狭いため、申請地を譲り受け、通路・駐車場とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。水道・下水道管が埋設されている道路沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ概ね500メートル以内に〇〇と〇〇が存する第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、番号3、関連があるため一括の説明と致します。番号2、〇〇、所有権移転、番号3、〇〇、所有権移転、資料は7ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。それぞれ貸駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の不動産賃貸業者です。譲渡人は〇〇の方及び〇〇の方です。譲受人は自身が理事長をしている医療法人の駐車場が手狭で、従業員及び社用車の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受け、貸駐車場とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。番号2、水道・下水道管が埋設されている道路沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ概ね500メートル以内に〇〇と〇〇が存する第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。番号3、第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、使用貸借権設定、資料は14ページ、15ページをご覧ください。〇〇にある農地です。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は砂利採取販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。採取計画では掘削高は10メートル、採取原石量は19,804立方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から1年間で、期

間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧することとします。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、資料は16ページ、17ページ、18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。太陽光発電設備敷地の申請です。譲受人は〇〇の建設業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。申請地におけるパネル枚数は90枚で、配置は資料18ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中とのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転、資料は19ページ、20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は、2年前に住宅を新築しましたが、今回新たに申請地を譲受け、建物北側を有効的に活用することを計画するものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、所有権移転、資料は21ページ、22ページ、23ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は東御市で建売住宅販売の実績があります。申請地にて200平方メートルから229平方メートルの3区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域及び準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員

よろしくお願ひします。資料は7ページから9ページを見てください。場所は〇〇です。周辺は宅地になっていて、申請地140平方メートルだけが農地として残っている状態です。譲受人は〇〇さんで〇〇の方です。会社員兼不動産賃貸業を営まれているそうです。譲渡人は〇〇さんで〇〇の方ですが〇〇で生まれ育ったそうです。耕作はできないということで譲

り渡すことにしたそうです。○○さんは周辺の土地建物を取得するにあたり進入路が狭いことから通路、駐車場として利用したいそうです。よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は举手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入れます。番号1の案件につきまして、賛成の方は举手をお願いします

（全員举手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2、番号3の案件につきまして、宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員 よろしくお願ひします。譲受人は○○で、不動産賃貸業者です。○○で、医者をやっています。番号2、番号3、それぞれ駐車場敷地の申請です。譲渡人は○○さんと○○さんです。譲受人は従業員及び社用車の駐車場が不足しているということで譲り受けたいということです。譲渡人2名はそれに応じたということです。申請地は現在休耕地になっています。よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2、番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は举手の上発言をお願いします。

小宮山委員 駐車場敷地ということですが、排水の関係はどうなっていますか。

事務局 小宮山委員のご質問にお答えいたします。計画では土地造成のみとなっておりませんので、整地のみ行われる計画になっています。雨水排水については基本的には地下浸透として、農業用水路等への影響はないと考えています。問題が生じた場合は、関係部署と協議のうえ責任を持って解決しますということで書類をいただいております。

議長（会長） 他にございますか、ないようですので採決に入れます。番号2の案件につきまして賛成の方は举手をお願いします。

（全員举手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につき

まして、賛成の方は举手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件についてまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしくお願ひします。ここは構造改善してある場所ですが、長年の大雨で表土が流されて、大きい石だけが残っていましてトラクターが入らないということです。譲渡人は○○さん、譲受人は○○です。一時転用で1年間砂利採取を行うそうです。期間終了後は原状回復するということです。

議長（会長） ありがとうございました。優良農地になるということで、特に問題はないと思います。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでの採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件についてまして、関敏夫委員より説明をお願いします。

関敏夫委員 説明します。資料は16ページ、17ページ、18ページを参照してください。○○のところです。譲渡人は○○さん。譲受人は○○の建設業、○○で太陽光等を設置している業者です。申請地に太陽光パネル90枚設置するということです。隣接地は、耕作をやっている畠が5ヶ所、宅地が1件あります。説明はするそうです。特に問題はないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでの採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件についてまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 お願いします。譲受人は○○さん、譲渡人は○○さんです。資料は19

ページ、20ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲受人の〇〇さんが2年前に住宅を建てましたが、北側に15平方メートルの土地があり敷地の一部として活用したいということで、譲ってもらうことになりました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入れます。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくお願ひします。〇〇にある農地です、場所は〇〇になります。資料は21ページ、22ページ、23ページを参照してください。譲受人は〇〇で、譲渡人は〇〇さん、〇〇さんご夫婦になります。この場所は閑静で気象条件がよく、学校、スーパーなども近く住環境良好な場所であるため、譲渡人に申し入れたところ、高齢により耕作、管理などの労力がないため、譲受人の求めに応じたそうです。3区画の分譲地にするということで、法面として申請地の東西と北側、こちらに高さ60センチ程度の土留め壁を施工する予定になっています。隣接農地ですが資料の22ページをご覧いただくと、〇〇が〇〇さんの所有する畠ですが、農林課の方で確認したところ、昭和60年に農地転用がされている場所でした。宅地や雑種地に現在なっています。北側の〇〇、東側の〇〇、〇〇の農地は、〇〇さんが所有している農地です。この方への説明は実施されていて了解しているそうです。第3種農地ということで、特に問題はないと思いますが、ご審議お願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入れます。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第5号議案、農用地利用集積計画1月分について事務局より説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農用地利用集積計画1月分について説明します。資料の6ページが、通常の利用権設定です。13件、21筆、合計26、904平方メートルです。資料の7ページが、所有権移転です。1件、1筆、合計330平方メートルです。資料の8ページが、中間管理機構使った利用権設定です。12件、21筆、合計35、993平方メートルです。全体の合計は26件、43筆、63、227平方メートルです。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は举手の上発言をお願いします。

小宮山委員 8ページの○○さんについて、農業規模を拡大されているようですが、どんな状況か教えてください。参考までに会長か笹平委員にご意見をお聞きしたいと思います。

議長（会長） 私は詳しくないので、笹平委員にお願いしたいと思います。

笹平委員 ○○さんは頑張っております。利用権の更新も含まれていると思いますので、この内容だけではどの程度の規模拡大をしているかは判断できないと思います。

議長（会長） 事務局から補足があればお願いします。

事務局 ○○さんは昨年、国の補助金等も活用して、乾燥機やコンバイン等も新たに導入をされているので、経営規模的には○○を中心として、当時の計画で約○○ヘクタールほどの規模となっていたかと思います。どのくらいの余力があるのかは把握をしていませんが、先日○○で、人・農地プランの話し合いをさせていただきまして、その話し合いに出席をしていますので、今後○○を中心に、水田関係や、集積の関係をお話させていただく予定でいます。小宮山委員の質問等もお話しをさせていただきます。今後どの程度の経営規模拡大の意向なのかについては、把握していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。他にございますか、ないようすで採決に入ります。ただ今の説明について賛成の方は举手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第6号議案、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをご覧いただきたいと思います。議案第6号農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。現在の第7期の委員の皆様方は、残すところあと2ヶ月ということで、任期満了に伴いまして本年4月から第8期の農業委員会がスタートします。農業委員の方につきましては、農業委員等に関する法律の第8条を第1項の規定により、議会による同意が必要となっておりまして、この件につきましては、昨年12月に行われました12月定例議会に議案を上程しまして、同意をいただいたところです。本日お願いするのは、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律の第17条第1項の規定に基づきまして、農地等利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱することとされております。この度、農地利用最適化推進委員の任期も令和5年3月31日をもって満了となりますので、5名の方の委嘱についてご提案をさせていただきます。提案する方の氏名及び農業委員会等に関する法律第17条第2項に基づきまして、それぞれの推進委員の方の担当する地区、区域について申し上げさせていただきます。なお経歴等につきましては、記載の通りでございますのでご確認をお願いします。上原敦夫さん。担当地区については田中地区でございます。続いて五十嵐秀人さん。担当地区については滋野地区でございます。続きまして伊藤茂さん。担当地区につきましては、祢津地区でございます。続きまして白石文生さん。担当地区につきましては、和地区でございます。続きまして大塚和信さん。担当地区につきましては北御牧地区ということになります。以上を提案申し上げました5名の皆様につきましては、任期は令和5年4月1日からの3年間ということでございます。それぞれ昨年から各地区においてご検討いただきまして、人格、識見ともにすぐれた適任者の推薦をいただいておりますので、ご審議をいただきまして、委嘱につきましてご同意いただきますよう、お願いします。以上です。

議長（会長） 第8期の推進委員5名の内容説明がございました。ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。ないようすでのご承認いただければ挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の承認をいただきました。ありがとうございました。続きまして報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告第1号について説明します。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の廃止についてです。農地法の第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の第5条の規定により削除されることになりました。改正法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、告示令和3年の東御市農業委員会告示第6号については、令和5年3月31日限り廃止しますということで報告させていただきます。内容につきましては、11ページになります。こちらが告示の案です。今日報告させていただきましたので、2月1日付で告示予定となります。別段の面積、下限の面積の告示につきましては、先ほど申し上げた通り令和5年の3月31日限り廃止するという告示内容になっております。令和3年の東御市農業委員会告示第6号の中身につきましては12ページをご覧ください。農地法第3条の規定による別段の面積、いわゆる3反歩要件と今まで言られてきた3000平方メートル以上の農地を所有していないと、新たに農地を取得することはできないという面積要件については、東御市独自に全域に定めていました。それとあわせて令和3年の7月には、空き家に附属する農地についての下限面積も1アールと定めました。この両方の下限面積の適用について、令和5年の3月31日限り廃止となります。令和5年の4月1日以降につきましては、3反歩要件、3000平方メートル以上農地を取得しなくとも、農地が取得できるようになるという法改正になっています。13ページをご覧ください。農林水産省から、この農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に係る留意事項が記載されています。1番については下限面積の廃止、2番につきまして、改正前の農地法の規定に基づき定めた別段の面積は、東御市では30アール、空き家に付属する農地については、1アールという面積につきましては、改正法の施行までの間に、当該公示を廃止するための手続きを行うことが適當ですということで、通知がありましたので、今回その告示をしますという報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人

(※直筆でお願いします)